

静岡県告示第359号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、熱海市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和元年11月8日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

初島土砂災害警戒区域 初島土砂災害特別警戒区域

下多賀向山A土砂災害警戒区域 下多賀向山A土砂災害特別警戒区域

風越土砂災害警戒区域 風越土砂災害特別警戒区域

曾我山A土砂災害警戒区域 曾我山A土砂災害特別警戒区域

下多賀向山B土砂災害警戒区域 下多賀向山B土砂災害特別警戒区域

曾我山B土砂災害警戒区域 曾我山B土砂災害特別警戒区域

赤根A土砂災害警戒区域 赤根A土砂災害特別警戒区域

下多賀瘤木土砂災害警戒区域 下多賀瘤木土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県熱海土木事務所及び熱海市役所に備え置いて縦覧に供する。）